

※「就学支援金」とは提出期限・認定基準等が異なります。十分確認してください。
 ※「奨学のための給付金」の申請をしない方は、書類の提出は不要です。

平成28年度 東京都国公立高等学校等奨学のための給付金制度のご案内

1 対象となる方

平成28年7月1日（基準日※7月以降の入学者は入学日）時点で、次の全ての要件を充たしている保護者

- (1) 高等学校等就学支援金又は学び直し支援金の受給資格を有する国公立高校生がいること。
 ※ 高校生が児童養護施設等に入所又は里親に委託されており、措置費（見学旅行費又は特別育成費）の支給対象となっている場合は対象となりません。
- (2) 生活保護受給世帯であること又は保護者全員の区市町村民税所得割額が非課税（0円）であること。
- (3) 保護者が東京都内に住所を有していること。
 ※ 保護者が東京都外に住所を有している場合、申請先は居住する道府県教育委員会です。
 ※ 生徒本人が東京都外の国公立高等学校等に在籍している場合であっても、保護者が東京都内に住所を有している場合、申請先は東京都教育委員会です。

対象確認シート ※ 兄弟姉妹で制度対象者が複数いる場合、それぞれ申請を行ってください。

平成28年7月1日現在、保護者は生活保護(生業扶助)を受給していますか？

いいえ

平成28年度において、保護者全員の「区市町村民税所得割額」が非課税(0円)ですか？
 ※ 配偶者控除の対象であっても、両親の課税証明書が必要です(就学支援金制度とは取扱いが異なります。)
 ※ 課税日時点で海外に在住していることにより、課税証明書が取得できない場合、本制度の対象外です。

はい

いいえ

制度対象外です。

生徒本人は通信制課程に在籍していますか？

いいえ

生徒本人には、平成28年7月1日現在、いずれかの条件に該当する兄弟姉妹がいますか？
 A 高校生でない、15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹
 B 高校生である兄弟姉妹(公立・私立、年齢等は問わない。)

はい(B)

その兄弟姉妹はいずれかの条件に該当しますか？

- ・ 生徒本人から見て、年長の高校生である。
- ・ 通信制課程に在籍する高校生である。

はい

いいえ

「生活保護(生業扶助)受給世帯」の給付額です。

「非課税世帯・通信制」の給付額です。

「非課税世帯(第2子)・全日制/定時制」の給付額です。

「非課税世帯(第1子)・全日制/定時制」の給付額です。

2 給付額(年額)

	全日制/定時制	通信制
生活保護(生業扶助)受給世帯	32,300円	32,300円
非課税世帯(第1子)	59,500円	36,500円
非課税世帯(第2子)	129,700円	

※ 給付額は返済不要です。 ※ 給付時期は平成28年12月予定です。

3 必要書類

申請者全員

- 東京都国公立高等学校等奨学のための給付金受給申請書
- 支払金口座振替依頼書 + 通帳の写し
(金融機関コード・支店コード・口座番号・口座名義人が確認できるページ)
- 充当委任状 (都立高校等において、高校生に係る学校徴収金への充当を承諾する場合)

生活保護(生業扶助)受給世帯

- 生業扶助受給証明書
 - 「生業扶助受給」等の記載がある場合は、福祉事務所発行の生活保護受給証明書の提出でも可能です。
 - 保護者に係る「受給開始日」が「平成28年7月1日」以前、証明書の発行日が「平成28年7月1日」以降となっていることを確認してください。

非課税世帯(第1子及び第2子)

- 区市町村民税所得割額が非課税(0円)であることを確認できる書類(写し可)
いずれかを保護者全員分
 - 平成28年度住民税(非)課税証明書
 - 平成28年度特別徴収税額通知書
 - 平成28年度住民税納税通知書
- 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
 - 保護者に係る「住民となった日」が「平成28年7月1日」以前、証明書の発行日が「平成28年7月1日」以降となっていることを確認してください。

(高校生でない、15歳以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合)

- 兄弟姉妹の健康保険証の写し又は扶養申立書
 - 健康保険証が国民健康保険の場合、扶養申立書も併せて提出してください。

(都立以外の高校に在学する兄弟姉妹がいる場合で、第2子としての申請を行う場合)

- 兄弟姉妹が在学する高校の在学証明書

(生徒本人に保護者がいない場合で、他の者の収入により生計を維持している場合)

- 生徒本人の健康保険証の写し又は扶養申立書
 - 健康保険証が国民健康保険の場合、扶養申立書も併せて提出してください。

- ※ マークがついている書類は、在学する都立学校の経営企画室又は東京都教育委員会のホームページで、平成28年7月以降、入手することができます。
- ※ 平成28年度高等学校等就学支援金(7月申請)において、既に提出している必要書類がある場合、当該書類の提出は不要です。
- ※ 都立高等学校等以外の国公立高等学校等に在学している場合は、東京都国公立高等学校等奨学のための給付金受給申請書に、在学する学校の校長から在学している証明と就学支援金又は学び直し支援金の支給を受ける資格を有する者である旨の証明(印)を受けてください。

4 提出期限・提出先等

提出期限

平成28年9月15日(木)

※ 書類に不備があった場合に備え、早期に御提出ください。

提出先

生徒本人が都立高等学校又は都立中等教育学校に在籍している世帯

● 生徒本人が在学している高等学校等の経営企画室

問合せ先

生徒本人が都立高等学校等以外の国公立高等学校等に在学している世帯

● 〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎北側39階

東京都教育庁都立学校教育課高等学校教育課経理担当

☎ 03(5320)7862 (平日9:00~17:45)

生徒本人が私立高等学校等に在学している場合は、以下まで連絡してください。

東京都私学就学支援金センター ☎ 03(5206)7925